

2月県議会(2/16～3/16)が開かれました。

**小林伸陽** 議員は3月2日、日本共産党県議団が提出した「共謀罪の創設に反対する意見書(案)」の提案説明を行いました。発言の要旨を紹介します。(意見書案は賛成少数で否決)



## 共謀罪(テロ準備罪)法案に反対する意見書(案)の提案説明

安倍政権は共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)を新設するための法案の提出をしようとしている。被害がないのに、犯罪について、話し合い、合意したことを処罰する「共謀罪」は、過去3度にわたり国会に提出され、そのたびに国民の大きな反対によって廃案となったものであり、以下の点で法案に反対するものである。

法案は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵す法案である。近代刑法では被害が生じた場合に、その犯罪行為を処罰することが原則である。そのため通常の捜査は事件が起きて、誰が犯人か捜査するが、「共謀罪」は事件の前の「合意」を処罰するため、その内心(思想・信条)に踏み込んで捜査することになる。

さらに法案は「話し合い・合意」だけでなく、「準備行為」を加え、処罰条件を限定しているといわれている。しかし、「準備行為」には限定がなく、「準備行為」に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わらない。

また、法案は「テロ対策」どころか、広く市民、団体を監視することになる。政府は「テロ対策のために共謀罪が必要だ」と強調している。しかし、共謀罪が適用される犯罪は600を超え、「テロ」とは全く関係のない公職選挙法や道路交通法まで広く市民生活に関わる犯罪も対象になる。対象となる「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、市民団体と労働組合も対象にされかねない。

さらに法案は警察の日常的監視、「密告」社会を招くものである。

共謀罪が新設されれば、日常的に会話を盗聴する捜査が行われる恐れがある。戦前の隣組のような市民同士の相互監視・「密告」社会を生み出す危険がある。さらには「おとり」の捜査員を団体に潜入させ、「共謀罪」を成立させて、団体をつぶすことに利用されかねない。

以上の理由から「共謀罪」法案の提出に反対するものである。

## オスプレイの長野県上空飛来に対し、県に緊急申入れ(3月16日)

日本共産党県議団は、米海兵隊のMV-22オスプレイが長野県上空に飛来している件で、長野県に対し緊急の申し入れを行いました。オスプレイは3月9日以降、東北信上空を数回にわたり飛行し、15日には長野市の県庁上空も飛行。更に20日には中南信上空も飛行したことが確認されています。

申入れで県議団の小林伸陽団長は、「密集地を飛ばないと言いながら、人口密集地の県庁の上を飛行したことに県民の怒りの声が寄せられている」と述べ、①国に抗議し、今後の飛行の中止を求めること、②オスプレイの国内からの撤退を求めることを要請しました。申入れには野池明登危機管理部長が対応しました。

